

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教育庁 教育総務課

法令名	佐賀県立学校授業料等徴収条例	法令番号	昭和23年佐賀県条例第17号
手続名	授業の停止	根拠条項	第2条の3第1項
処分基準	<p>佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条の2の規定による督促状の納付期限までに授業料又は聴講料を完納しないときは、授業の停止を行うことができる。</p>		
	<p>1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与</p>	<p>処理 機関 各県立高等学校</p>	<p>交付 機関 各県立高等学校</p>
対応区分		目次No.	6